（表）

※第　　号	受付年月日　　.　　.

野田市養育者支援手当	資格喪失届 受給者死亡届(未支払手当請求書)

(ふりがな) 氏　　名		証書番号	第　　号

住　　所	野田市

受給資格がなくなった理由	1　2　3　4　5　6　7 8　9　10　11　12　13

理由が発生した日	年　　月　　日

受給者が死亡した場合の届出者氏名及び住所	氏　名		受給者との関係	
	住　所			

未支払手当の有無及び未支払手当額	有　　無 (　　円)	支払希望金融機関	口座番号(　　)

備　　考	

上記のとおり養育者支援手当を受ける資格がなくなりましたので、届け出ます。

年　　月　　日

(宛先)野田市長

氏名

※　通知　　年　　月　　日

（裏）

注

1　※この欄は、記入する必要がありません。

2　手当を受給している方は、証書を添えてください。

3　「受給資格がなくなった理由」の欄は、次の(1)から(13)までのいずれか該当するものを○で囲んでください。

(1)　受給者が市内に住所を有しなくなった。

(2)　受給者が生活保護法による保護を受けるようになった。

(3)　受給者又は児童が死亡した。

(4)　児童が市内に住所を有しなくなった。

(5)　児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

(6)　18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって、児童扶養手当施行令に定める程度の障がいの状態にあったものが20歳に達したか又は同表に定める程度の障がいの状態でなくなった。

(7)　児童が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されるようになった。

(8)　児童が母(児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。)と生計を同じくするようになった。

(9)　父又は母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)したりして、父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)に養育されるようになった。

(10)　児童が父又は母の死亡によって支給される公的年金を受けることができるようになった。

(11)　児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される遺族補償を受けることができるようになった。

(12)　父又は母に支給される公的年金の額の加算の対象となった。

(13)　次のアからクまでのいずれにも該当しなくなった。

ア　父母が婚姻を解消した児童

イ　父又は母が死亡した児童

ウ　父又は母が野田市養育者支援手当条例施行規則第2条に規定する程度の障がいの状態にある児童

エ　父又は母の生死が明らかでない児童

オ　父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ　父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父又は母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ　父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク　母が婚姻によらないで懐胎した児童